

町内会・自治会 加入促進マニュアル



令和7年（2025年）4月

広島市 市民局 市民活動推進課

目 次

| | |
|---------------------|----|
| 1 町内会・自治会への加入促進のために | 1 |
| 2 町内会・自治会って？ | 2 |
| 3 加入の呼びかけの進め方 | 5 |
| 4 町内会に関する想定問答集 | 8 |
| 資料 | |
| 活動事例集 | 13 |

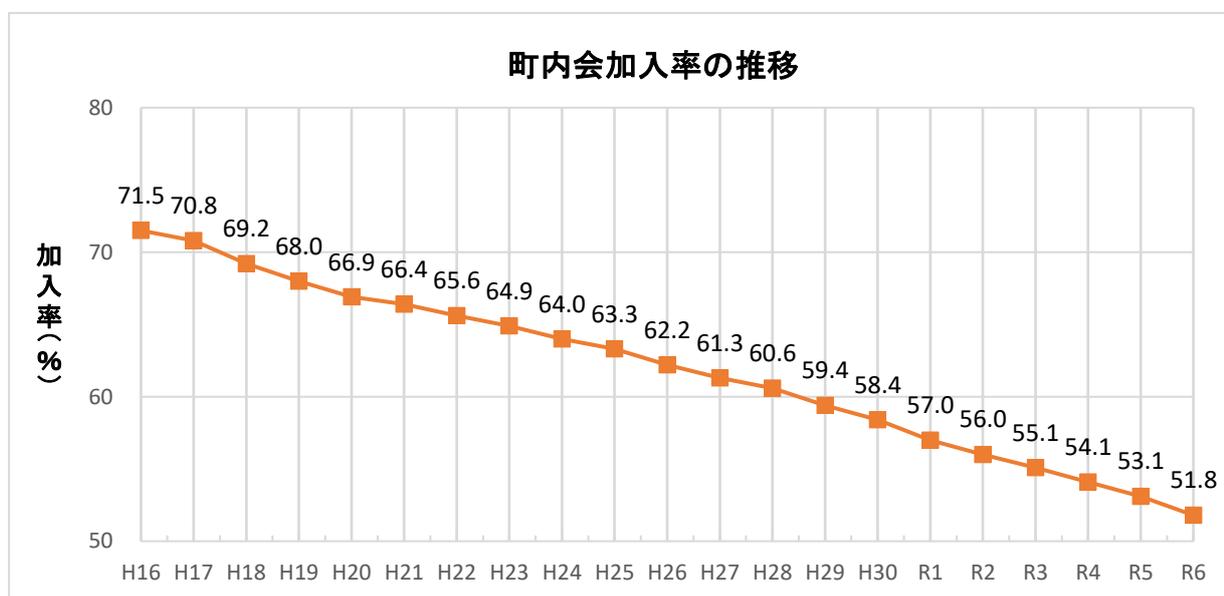
1 町内会・自治会への加入促進のために

◆加入率は51.8%!

下記グラフは、平成16年から令和6年までの広島市の町内会・自治会（以下、町内会という。）の加入率を表しています。

グラフのとおり、町内会加入率は年々低下し続けており、20年間で20%程度の加入率減少が見られます。

この要因として、単身者世帯、不在がちな世帯、転入世帯等で加入しないケースが多くなってきたことが挙げられます。



◆加入率の低下による影響

町内会加入者が減り地域活動への参加者が少なくなると、住民同士の助け合いである“共助”の意識が希薄になります。その結果、災害時などいざという時に地域で一体となって協力し、スムーズな対応をとることが難しくなってしまいます。

◆マニュアルの使い方

状況に応じた加入呼びかけの方法や、町内会への加入促進の実例を集め、掲載しました。町内会加入の呼びかけの際にご活用ください。

2 町内会・自治会って？



町内会・自治会は、同じ地域に住む人たちが相互の親睦を図りながら、さまざまな活動を行うことで自分たちの地域を住みよいまちにしていくための自主的な任意の団体です。

私たち自身が町内会の必要性を再認識し、なぜ必要なのか、なぜ加入してほしいのかをしっかりと伝えられることが、未加入者を勧誘する際に効果的です。

◆町内会等の活動にはこんなものがあります

①親睦活動

お祭り、運動会、とんどなどを開催し、住民同士の交流を深めています。



②情報伝達

生活に役立つ情報や、地域に密着した情報を回覧板や掲示板、ホームページなどでお知らせしています。

③環境美化活動

快適で美しいまちを維持するため、ごみ集積所の維持管理や、道路・公園などの清掃活動を行っています。

④防災活動

自主防災組織を結成し、災害に備えて防災訓練を実施しています。



⑤防犯活動

犯罪のないまちをめざして、防犯灯を設置、防犯パトロールや、こどもの見守り活動を行っています。

⑥ささえ合いの活動

こどもから高齢者まで、地域のみんなで見守り、お互いにささえ合う地域活動を行っています。

◆こんな時に町内会が活躍します！

町内会に無関心な人にとって、直接メリットがあり伝わりやすいのは、防犯・防災関係です。個人之力だけではどうしようもないような犯罪や災害に立ち向かうには、地域の結束が必要です。

防犯・防災に関する活動事例をご紹介します。

【事例1：防犯活動】

★自分たちのまちは自分たちで創り守る★

「中区吉島西一丁目町内会」は、毎月第1・第3金曜日の午後8時から9時まで、町内の夜間パトロールを実施しています。パトロールでは、街路灯や防犯灯のランプのチェック、放置自転車の撤去、危険箇所のチェック等を行っています。

またこどもの見守り活動も実施しており、児童が登校する日は毎日、午前7時30分から午前8時15分まで、吉島小学校正門付近や吉島西公園等で見守り活動を行っています。



【事例2：防災活動】

★災害時に活躍した地域の結束★

2014年8月の広島土砂災害で大きな被害に遭った「安佐北区大林地区」では、災害発生後すぐに、各自治会長が地域をまわり、住民の安否確認や被害状況などの確認をしました。そして、その結果を一覧表にして避難所に張り出すとともに、翌日には安佐北区役所の災害対策本部にも情報提供をしました。

大林地区連合町内会長は、「こうした迅速な初期対応が、被害を最小限に止めるとともに、早期の災害復旧につながった」「日頃の住民同士のつきあいやコミュニケーションの大切さというものを、この災害を通じてあらためて感じた」とおっしゃっています。



◆町内会の運営について

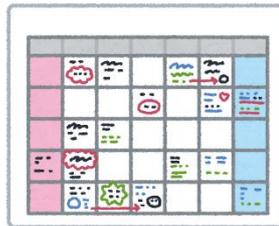
未加入者を勧誘するにあたり、町内会が適正に運営されているかどうか、ということは大変重要です。加入の呼びかけを進める前に、自分たちの地域の町内会は問題なく活動できているかということを確認してみましょう。



①民主的な運営について

総会などの話し合いの場で、町内会加入者の意見を聞き、意思決定ができていますか？町内会長や役員だけの判断で活動しないようにしましょう。

年間の活動内容などの報告ができるようにしておくといよいでしょう。



②会計の透明性について

町内会費を集めた後、収支を記録し、会計報告ができていますか？町内会費の使い道がわからないと、町内会に不信感を持つ人が増えるので気を付けましょう。

日頃から帳簿を整理し、明確な説明ができるようにしておくといよいでしょう。



3 加入の呼びかけの進め方

より多くの世帯に町内会に加入してもらうためには、きっかけ作りをすることと、町内会の役割や加入の利点について、具体的に説明することが大切です。

広島市では、町内会の役割等を紹介した「町内会・自治会加入促進チラシ」を作成していますので、加入を呼びかける際にご活用ください。

※「町内会・自治会加入促進チラシ」については、「各区役所地域起こし推進課」にお問い合わせください。

町内会・自治会に加入したきっかけ（加入者の声）

- ◆町内会費の徴収担当者（班長など）が自宅を訪ねてきた。
- ◆町内会の役員・班長などから勧誘された。
- ◆近隣住民から勧められ、役員等に紹介してくれた。 など

「町内会・自治会加入促進チラシ」の使用例（町内会長の声）

- ◆近所に建築された分譲マンションの入居者説明会に参加させてもらって、町内会への加入をお願いしたのですが、その際に、広島市が作成した『加入促進チラシ』を配付しました。町内会の役割を伝えるのに役立ちましたよ。
- ◆チラシ内に町内会名等が記入できる欄があるので、そこに会長宅の電話番号に加え、ファクス番号やEメールアドレスを明記して、新築住宅に配付したところ、すぐに入会申込みのファクスやEメールが届きました。電話よりも気軽に入会の意思表示ができ、留守の場合でも対応が可能なところがよかったです。

◆各区役所地域起こし推進課 問い合わせ先◆

| | |
|--------------|----------------|
| 中区地域起こし推進課 | ☎ 082-504-2546 |
| 東区地域起こし推進課 | ☎ 082-568-7704 |
| 南区地域起こし推進課 | ☎ 082-250-8935 |
| 西区地域起こし推進課 | ☎ 082-532-0927 |
| 安佐南区地域起こし推進課 | ☎ 082-831-4926 |
| 安佐北区地域起こし推進課 | ☎ 082-819-3904 |
| 安芸区地域起こし推進課 | ☎ 082-821-4905 |
| 佐伯区地域起こし推進課 | ☎ 082-943-9705 |



戸別訪問によって加入を呼びかける際には、訪問前に入念な準備と、的確な加入呼びかけがポイントです。

 加入を強制するような呼びかけではなく丁寧な対応を心がけましょう。

◆呼びかけの手順

訪問前に

①未加入世帯の把握、調査

住宅地図などを参考に未加入世帯の確認
⇒アパート・マンションの場合は、オーナーや
管理人の協力を得ましょう。



②役員の共通認識、町内会の役割の再確認

加入のメリットは？など想定される質問に答えられるようにしましょう。

③訪問時の説明資料を用意

あいさつ状（新規転入者向け）、加入の案内状、加入申込書、町内会総会資料（会則、事業計画、予算、役員名簿等）など、簡潔な文書で作成しましょう。

訪問の際に

④訪問の方法

【人数】 2～3人

【時期】 新規転入者には、居住開始後、間を置かずに訪問しましょう。
既居住者には、イベント等の開催に合わせて訪問するのがよいです。

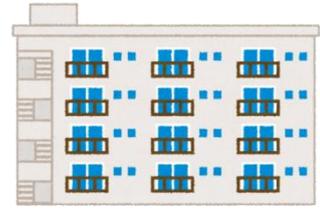
【時間】 相手の応対可能な時間帯を考慮しましょう。

【携行品】 あいさつ状、加入の案内状、加入申込書、総会資料、イベント等の案内、
ゴミ収集カレンダー等の暮らしに役立つ資料を持参しましょう。

【訪問】 初回訪問時は、5分程度の簡単な説明にとどめ、2回目訪問時はおおよそ1週間後に訪問するのがよいでしょう。初回の訪問で加入を拒否された場合にも、役員を替えるなど工夫して訪問してみてください。



◆アパート・マンション居住者の加入に向けて



アパート・マンション等の集合住宅はオートロック等で訪問が難しいこと、居住者は町内会の活動に無関心な人が多いことから、加入呼びかけに苦慮しているという声をよく耳にします。居住者への粘り強い呼びかけはもちろんですが、オーナーや住宅管理業者に加入促進の協力依頼をすることも効果的です。

また、活動に参加できなくても居住者が会費を支払うことで、街路灯維持費等の共益費用を負担するなど、相互扶助のまちづくりに参画していることになり、町内会にとっても財源確保につながります。

Q. 学生や短期居住の単身者への勧誘はどう工夫したらよいのでしょうか？

A. 町内会に入ることでのメリットを伝えましょう。近所に顔見知りが増えることや、防犯・防災情報が知れることで、安心・安全な暮らしにつながります。また、会費を減額する等の特例を設けるのも方法の一つです。

※会費の特例について、規約または内規に明記しましょう。なお、規約の変更には総会の議決が必要です。

Q. アパートオーナーが分からない場合は？

A. アパートの運営や管理は全て住宅管理業者に依頼してオーナーは遠方に住んでいることがあります。この場合は、オーナーに協力依頼の文書を渡してもらうなど、住宅管理業者に協力をお願いすると良いでしょう。

※分譲マンションの場合、区分所有法第3条に基づき管理組合を設置し、建物の共有部分の管理を行っています。また、管理組合を母体として町内会を結成している場合もあります。

Q. 新築アパート敷地内の街路灯やゴミ箱の設置の要望は可能でしょうか？

A. 建設時に建築会社に文書で要望することで協議が可能です。



4 町内会に関する想定問答集

加入の呼びかけで訪問すると、逆に相手に質問されることがあります。中には鋭い質問で、答えに詰まってしまうことがあるかもしれません。

ここでは、住民からの質問と回答例を参考までにいくつか掲載しました。

【質問①】 加入すれば、どんなメリットがありますか？

回答例：市からのお知らせなどの行政情報のほかに、地域で作成する情報紙やチラシなどが配付されるので、各種の生活情報や身近なイベント情報が入手できます。また、道路・側溝・道路照明の改善や、工事の騒音への対応など、個人では難しい日常生活上の問題等に組織として対応できるので、より安全で快適な生活につなげていくことができます。さらに、町内会を通し地域との交流を持っておくと、災害などの非常時に“共助”の力を発揮し、住民同士の助け合い・支えあいにつながります。



【質問②】 町内会に入らないといけないのですか？

回答例：町内会への加入は強制できませんが、防災・防犯、町内会が管理する街路灯・ゴミステーションの設置など生活に密着した問題には、隣近所や町内会の助け合いが必要となるので、ぜひ加入をお願いします。

【質問③】 広島市にはいくつ町内会がありますか？

回答例：令和6年7月1日現在、1930の「単位町内会・自治会」があります。

【質問④】 そもそも町内会って何ですか？

回答例：同じ地域に住む人たちが相互の親睦を図りながら、環境美化のための町内清掃やゴミステーションの維持・管理、防犯・防災のためのパトロール、街路灯の設置など、さまざまな活動を行うことで自分たちの地域を住みよいまちにしていくための自主的な任意の団体です。



【質問⑤】 町内会は市役所の関係団体ではないのですか？

回答例：市の事業に協力することはありますが、地域住民が自主的に結成し、運営している市とは別の団体です。

【質問⑥】 個人情報安全に管理していますか？

回答例：皆さんから提供いただいた情報は町内会で定めた目的にしか利用していません。また、いただいた情報は町内会長と役員がきちんと管理しています。
※上記の回答をする場合は、町内会で個人情報の取り扱い方法を文書化しておく必要があります。

【質問⑦】 町内会費はどのような用途に使われていますか？

回答例：町内会費は、毎年総会で事業の承認を得て使っています。たとえば、街路灯の設置や維持、清掃、緑化、安全パトロール、祭りなどの町内会活動にかかる費用に支出しています。



【質問⑧】 町内会費が支払えない場合、町内会に入ることはいけませんか？

回答例：定額制の場合⇒一度役員会で協議して、後日回答いたします。

区分制の場合⇒定額のほかに収入や都合により会費の額を決めているので、普通よりも低額で加入することができます。

※役員会などで減額について検討し、決めておくことがスムーズです。

【質問⑨】 町内会費以外の収入はあるのですか？

回答例：活動内容に応じますが、市からの助成として街路灯設置助成金のほか、資源回収や町内会の集会所収入（会員以外の人を使用する場合）、イベント等への寄附などによる収入があります。



【質問⑩】 町内会では必ず班長や役員をしなければならないのですか？

回答例：事情によっては、配慮をすることができます。

※役員会などで、班長等を免除できる条件や期間などを検討し、決めておくことがスムーズです。

【質問⑪】 町内会では具体的にどのような活動を行なっているのですか？

回答例：秋祭りや亥の子祭りなどのイベントや公園の清掃、街路灯の管理を行っています。

※街路灯やゴミステーションの維持・管理、草刈、花壇整備、イベントの開催等、独自の活動を紹介するといいでしょう。

【質問⑫】 町内会では防犯の取り組みを何か行っているのですか？

回答例：安心して暮らせる地域づくりのため、おそろいの蛍光ベストを着用するなどして、子どもや高齢者のための防犯パトロールや見守り活動を行っています。



【質問⑬】 町内会に加入していませんが、行事に参加することはできますか？

回答例：ぜひ参加してください。行事に参加することで楽しさを知っていただき、隣近所との交流を広げていくことで、加入を検討していただきたいと思います。

【質問⑭】 学生（単身）のため、長くは住まないのですが。

回答例：町内会で行っている活動は、住みよい地域を作り、気づかないところでみなさんの生活に役立っています。短期間でも何かの縁でこの町に住むことになったのですから、町内会に加入して仲良くやっていきませんか。

（会費が区分制の場合）会費については、区分会費を設けているので低額で加入できますよ。



【質問⑮】 単身で帰りも遅く留守にしがちなので、役員にはなれませんが・・・

回答例：休日の行事のお手伝いだけでもかまいません。

【質問⑯】 年間を通じて、いろいろと行事に参加しなければならないのでは？

回答例：交流・親睦のために参加して欲しいとは思いますが、基本的に自由参加なので、ご都合に合わせて参加してください。

【質問⑰】 住民票を前のまちから移していなくても加入できますか？

回答例：この地域に住んでいる人であれば加入大歓迎です。

※町内会の取り決め（規約など）があればそれに従ってください。

【質問⑱】 学生が長期休暇期間中に参加できるような活動はありますか？

回答例：8月には町内会での祭りや盆踊りがありますが、学生さんには地域でのボランティア活動のほか色々な面で助けてほしいと思っています。

●学生への加入呼びかけについて●

町内会にとっては、イベント等への学生の参加は、活動の大きな活力となります。

近年の学生は、アパート等に1人暮らしをするケースが多いですが、金銭的に余裕がない、活動に煩わしさを感じているなどの理由から加入を敬遠しがちなのが実態です。

一方で、ボランティアに興味があり、地域に貢献したいと思っている学生もいます。

そこで、学生にも活動に参加してもらうために、会費を減額する等の特例について考慮するほか、活動内容を十分に周知できる機会を増やすことも、検討してみたいと思います。

町内会・自治会の加入促進事例の紹介①

◆ 安佐南区「川内学区社会福祉協議会」の取組

川内学区では近年、集合住宅や戸建て住宅が増加し、学区の住民は増えていましたが、町内会の加入率は減少傾向にありました。そこで、町内会の加入促進に取り組むため、川内学区社会福祉協議会が中心となり、学区の町内会と協力して町内会等の活動を紹介する冊子を作成することとしました。

実際に作成した冊子は地域の全戸に配付し、町内会未加入世帯には冊子の配付と併せて町内会の入会案内を配りました。この冊子が話のきっかけとなるため、未加入世帯に対して町内会加入の勧誘が行いやすくなりました。

また、冊子を作成するための取材を地域の各種団体等へ時間をかけて丁寧に行ったことで、地域の連携強化につなげることができました。

ポイント①：地域ぐるみでの町内会加入促進

町内会だけに加入促進活動を任せるのではなく、地区社会福祉協議会が協力して地域ぐるみでの活動とすることで、町内会役員の負担軽減や地域の連携強化へとつなげることができます。

ポイント②：地域の各世代に役立つ内容の掲載

町内会や社会福祉協議会の活動の紹介だけでなく、各種団体の活動、公民館のサークル活動、児童館などの施設や防災マップなど、地域住民に身近で役立つ情報を幅広く掲載するように工夫するといいでしょう。



◆ 冊子作成のポイント ◆

地域でどのような活動が行われているかわからないため、町内会に加入しないという人もいます。町内会の活動や役割を「見える化」し、住民の地域活動に対する不安を解消したり、関心を高めていくことが大切です。

町内会・自治会の加入促進事例の紹介②

◆ 安佐南区「大町学区連合町内会」の取組

折上町内会（約 160 世帯：大町学区連合町内会の構成団体）では、単位町内会・自治会の会長が集会所に集まり、加入促進のための取組を検討。また、定期的に、検討結果を踏まえた加入促進の取組状況・結果等を連合町内会に報告。

その結果、新たに 40 世帯以上が加入しました！

ポイント①：未加入世帯を直接訪問し、町内会の活動内容等を説明

未加入の理由を「勧誘されなかった」、「加入の仕方を知らない」とする住民が意外と多いため、町内会側から働きかけることで、こうした世帯の加入が期待できます。

ポイント②：町内会が独自に加入を呼びかけるチラシを作成・配付

自分たちの地域の町内会の活動内容、会費等を記載したチラシ等を作成・配付することで、町内会に対する地域住民の理解がより深まります。

◆加入促進チラシ作成のポイント◆

- ①町内会・自治会の概要（町内会の範囲、何世帯が加入しているか）
 - ②活動内容（いつごろ、どんな活動を、どのくらいの頻度で行っているか）
 - ③町内会費・自治会費（金額、支払方法、納めた会費がどのように使われるか）
 - ④連絡先（入会希望や質問がある場合の連絡先）
- ①～④を簡潔に記載し、行事などの写真やイラストを加えると活動をよりイメージしやすくなります。

その他、加入率アップに成功した地域の声

◆うちの町内会では、集合住宅を管理する不動産屋や建設業者に加入の意義を説明して、入居者に加入を勧めてもらうようにしました。集合住宅の入居書類と一緒に町内会への入会申込書を渡してもらうようになった結果、加入率アップにつながりましたよ。

◆地域のホームページをつくることになったので、パソコンの知識のある30歳代の方にホームページの編集会議へ参加してもらいました。その方はそれまでまったく町内会に関心をもっておられなかったのですが、その編集会議をきっかけに町内会活動にも興味を持つようになり、最近ではその方の同年代の仲間も徐々に町内会活動に参加してくれるようになりました。

◆我々の自治会では、実践的な防災訓練の実施や災害時に備え独自に食料・資材の備蓄を行うなど、防災活動に力を入れています。災害時における自治会の体制や助け合いの大切さを説明すると、未加入世帯の方々もかなりの人が理解してくれました。

資料 活動事例集

行事関係

将来のまちの担い手へ受け継ぐ地域活動（東区 若草町内会）

▶ 町内会への思い

若草町内会は、発足から60年以上経っています。これまでの先輩方が、町内会の組織や盆踊り、亥の子祭りといった伝統行事を継承してこられたことに対して感謝しています。それらを大切にしつつ、今の時代にあったやり方を提案し、若者の思いを聞きながら、次につなげていきたいと思っています。

▶ 町内会の行事を続けるために心がけていること

将来のまちの担い手となる子ども会や若い人達の活動を大事にしており、なるべく口を出さずに見守るようにしています。

また、参加する側はもちろん、開催する側も楽しいと思えなければ、行事は長続きしません。

例えば、子ども会の行事でも、親たちに任せっきりにするのではなく、高齢者や女性会が積極的に参加し、率先してお互いがカバーしています。

みんなができることを無理なくやって楽しめるように取り組んでいます。



▶ 町内会活動で大切にしていること

まず、隣を知る、挨拶をする、声を掛けることから始まると思います。

行事などに参加するよう積極的に声をかけ、活動を通じて顔見知りになり、楽しい思い出を共有する。町内会はこうした小さな積み重ねが大事だと思います。

👉 Point

- 町内会行事や高齢者活動など、毎年同じ日程に決めて定例化。スケジュールが立てやすく参加しやすいようにした。
- 加入促進のため、区役所と連携して、町内会で案内パンフレットを作成し、未加入の各戸へ配布した。
- 子ども会入会案内を、町内会が作成して回覧・掲示。子ども会活動を通して、町内会入会へつながる連携をしている。
- 将来の若草地域のまちづくりのために、勉強会を開催した。

防災関係

安心、安全、住みよい街づくりに向けた取組（安佐南区 A.C I T Y自治会）

▶ 取組の概要

事故や災害等から住民を守るためには、マンション管理組合のみに頼らず、住民同士のネットワークが重要と考え、自治会を設立しました。

「安心、安全、住みよい街づくり」を目指し、「防犯、防災、美化」を主軸に活動を行っています。

▶ 防災の取組

A.CITY 自治会は、マンション居住者の関心が高い「防災」の取組に重点をおいています。災害発生時には、自助（自主防災）や共助（住民同士の助け合い）が不可欠との認識から、以下の取組を実施しています。

○ 組織づくり

いざというときに素早い情報伝達ができるよう、自治会内における「非常時の助け合いネットワーク」を形成（3～8人程度の小グループ）

○ 防災マップの設置

地域の危険箇所、避難経路、避難場所を網羅した看板タイプの防災マップを設置

○ 防災マニュアルの作成

約1年半かけて自分たちの手で一から作成し、全世帯に配付

○ 自治会缶バッジ（会員証）の作成

災害時に自治会が作成した缶バッジをつけて避難してもらい、避難所で自治会員の安全を確認

○ 防災士資格取得の奨励



広報関係

「こむねっとひろしま」を活用した広報・情報共有（西区 新庄町内会）

▶ ホームページでの広報活動を始めたきっかけ

町内会のみなさんに町内会活動をもっと知ってもらいたいと思いました。

広島市が、町内会・自治会などがホームページを開設するためのサイト「こむねっとひろしま」を運用していることを知り、平成26年に町内会のホームページを開設しました。

▶ 「こむねっとひろしま」を利用してみて

文字を打ち込み、画像を貼り付けるだけで簡単に町内会のホームページを作成することができました。

回覧板や掲示板に加えてホームページを利用することで、わかりやすく活動を伝えることができています。

▶ ホームページの掲載内容

- ・ 集会所の予約状況
- ・ 清掃やパトロールなど町内会活動の役割分担
- ・ 町内会活動の行事予定カレンダー

など



👉 Point

なるべく新しい情報を掲載するため、更新の頻度をあげるようにしています。掲載記事の追加などの更新作業があまり負担にならないよう、文章は簡潔にして、行事で撮った写真を多く載せるようにしています。

▶ 今後取り組みたいこと

もっと多くの方に見てもらうため掲載項目を増やしていきたいです。

また、見やすいホームページにするため、たとえば、ホームページを作成している他の町内会に話を聞きに行くなどして、レイアウトの工夫をしていきたいです。

補助金関係

秋祭りの神輿を復活（東区 大平町内会）

▶ 取組の経緯

小学生及び子ども会加入者の減少に伴い、「子ども会」が解散し、「秋祭りの神輿」を中断せざるを得ない状況となっていました。

地域の活性化を図るため、町内会会員から神輿の復活を求める声があがったことから、「区の魅力と活力向上推進事業補助金」を活用し、復活させることになりました。



▶ 取組の内容

- こどもたちにも参加してもらい、幅広い年齢層の地域住民と一緒に神輿の組立作業を実施しました。
- 秋祭りで神輿を担いで町内一円を回り、地域住民同士が交流しました。
- 特別養護老人ホームとグループホームに訪問し、お祭りの歌を歌ったり、神輿に触れるなど、入居者や職員の方に参加してもらいました。

👉 Point

- 女性やこどもたちが参加しやすいよう、重量が軽く危険が少ない俵神輿を採用しました。
- 市販の神輿を使うのではなく、住民同士が一から手作りすることとし、デザインなども地域住民のアイデアを盛り込みました。

▶ 事業の効果及び今後の取組について

住民みんなで力を合わせて行事を成し遂げることで、町内会会員相互の絆が深まるとともに、地域住民と特別養護老人ホームやグループホームの職員・利用者の交流を深めることができました。

町内会活動は、継続することが大切なので、常に若い方の参加を念頭におきながら行事を進めていきたいと思えます。

組織運営

みんなの笑顔があふれる集会所づくり（安佐南区 ふじが丘自治会）

▶ ともに喜び合える集会所を目指して

安佐南区長楽寺にある「ふじが丘集会所」は、昭和62年（1987年）に建設された地元所有の施設ですが、建設から約30年が経過し改修することになりました。改修に当たっては、地域のニーズに合った「交流の場」となるよう心がけました。

▶ 実現までの道のり

住民の理解と協力が得られなければ、施設の改修は実現しません。

「皆の集会所」という考え方を大切に、建設準備委員会を立ち上げるとともに、利用者である住民の声を聴くためのワークショップや住民アンケートを実施しました。

改修工事の完了に約5年の歳月を要しましたが、住民自らが、労を惜しまず検討会に参加し、自分たちの施設であることの自覚を持つことによって、完成した時の喜びを共に分かち合うことができたのではないかと考えています。

- | | | |
|--------|-----|----------------------------|
| ・平成25年 | 7月 | 建設準備委員会の立ち上げ、改築に向けた検討がスタート |
| ・平成26年 | 4月 | 土地・建物等の基本事項の調査確認 |
| ・平成27年 | 5月 | 改修内容の具体的検討、広島市の補助金内容確認 |
| ・平成28年 | 4月 | 自治会の定期総会にて改修の承認 |
| ・平成28年 | 8月 | 業者見積、広島市への補助金事前申請 |
| ・平成29年 | 3月 | 業者決定 |
| ・平成29年 | 11月 | 工事着工 |
| ・平成30年 | 2月 | 工事完了 |



▶ 主な改修内容

住民からの積立金と広島市の補助金を活用し、限られた予算の範囲内で必要な機能を絞り込みました。

- ・畳の部屋をフローリングに改修し、地域で盛んな卓球場として利用可能に。
- ・可動式の間仕切りを採用し、多目的な使用も可能に。
- ・バリアフリー化、冷暖房設備整備により、快適で過ごしやすい施設に。
- ・トイレを増設し、男女別に。流し台を取替え清潔に。
- ・照明設備 LED 化、屋根・外壁塗装による劣化防止。

| | |
|---------|---|
| 名 称 | 町内会・自治会加入促進マニュアル |
| 主 管 課 | 広島市市民局市民活動推進課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話 082-504-2131 |
| 発 行 年 月 | 令和7年(2025年) 4月 |